

議事概要

日 時：平成 22 年 3 月 11 日（木） 15:00～15:15

場 所：衆議院第一議員会館仮庁舎地下 1 階 民主党 A 会議室

出席者：大塚内閣府副大臣，田村内閣府大臣政務官，松下経済産業副大臣，
近藤経済産業大臣政務官

議 題：独占禁止法の改正等について

1. 会議冒頭あいさつ

（大塚内閣府副大臣）本日は急な開催にも関わらずお集まりいただき感謝する。明日の閣議決定に向けて、昨日に引き続き独占禁止法改正法案について説明させていただきたい。
（松下経済産業副大臣）本日は昨日の議論を踏まえた修正案について議論させていただきたい。

2. 大塚内閣府副大臣から、附則の追加について説明。

昨日の政策会議においては、主に、①意見聴取手続の主宰者、②取消訴訟の裁判管轄、行政調査手続における手続保障の在り方に関する検討、の 3 点について議論があった。昨日の議論を踏まえて検討を行い、関係者との調整も行った結果、1 点目及び 2 点目については、今後の国会における法案審議の場において更に議論を深めていただきたいと考えている。3 点目については、昨日の議論を踏まえ、担当政務三役で検討を行い、昨年の独占禁止法改正法案に係る両院の附帯決議から一歩前進して、政府として検討を行うことを附則に明記することとした。

3. 出席議員からの主な発言

（後藤祐一議員）公正取引委員会の審判制度の廃止理由は、不服審査手続において検察官と裁判官を兼ねているようなものであるため、適当ではないということだと思うが、国税不服審判所においても同様の問題があるのではないかと思う。現政権として、国税不服審判所についても検討すべきではないか。

（田村政務官）行政審判は、公正取引委員会が行うものや国税不服審判が有名であるが、その他にもいくつかある。このうち、公正取引委員会が行う審判制度については、民主党として野党時代から廃止するという方針でやってきたものであり、また、昨年成立した独占禁止法改正法の附則に見直しを行う旨が明記されていたため、今回検討を行い、法改正を行う運びとなった。国税不服審判所については、既に税制調査会においても議論されている問題であると承知している。他省庁の審判制度についても同じような問題があれば、問題意識を持って臨んでいく必要があるのではないかと思う。

（大塚副大臣）他に御意見がないようであれば、附則に追加修正を行った上で明日の閣議決定に臨むこととしたい。今回は、政策会議での意見を踏まえた修正を行ったという点で非常に意義のある会議だったと思う。

（藤原正司参・筆頭理事）今回、昨日の政策会議で出た意見を聞き入れて法案を修正したとのことであるが、意見を言わなかった多くの議員は原案に賛成だったと考えることもできる。政府が提示する原案というものはそれほど重みのあるはずのものである。今回の修正の中身について問題にしているわけではないが、政府は原案について理解を得る努力をすべきであり、そして、原案を修正するならば原案に反対しなかった人に変更理

由をきちんと示すべきである。私は、政策会議というのは政府側の原案について調整を行ったり了承を取り付ける場ではないと認識している。

(大塚副大臣) 誤解のないように再定義させていただくと、政策会議は了承機関ではない。昨日の御指摘については政務三役として検討した上で反映するべきと判断し、原案を修正させていただいたところである。

(以上)